

大変恐縮ですが、申請書類又は添付書類に下記のとおり不備がありますので返却します。
(この取扱は、近畿地方整備局HPでご案内しているとおりです)

□ 申請先

□ あなたの住所地(住民票上の住所)は近畿地方整備局の管内ではありません。国土交通本省のホームページをご確認のうえ、住所地を管轄する地方整備局等に申請してください。

□ 資格者証(再)交付申請書

- 添付されていない、もしくは様式が異なっていますので、下記HPから正しい様式を印刷し、使用して下さい。
- 平成28年5月31日以前の(旧)資格からの移行登録なので、再交付申請書ではなく、交付申請書となります。下記HPから正しい様式を印刷し、使用してください。
- 様式が古いので、下記HPから新しい様式を印刷し、使用してください。
- すでに資格者証が交付されています。亡失の場合は再交付申請書を使用してください。
- 記入漏れ、記入間違い(可読できない場合を含む)があるので、修正してください。
- 署名欄は自署してください(印字・ゴム印・複写等不可)。
- 現住所が住民票と異なります。必ず住民票上の住所を記入してください。
- 勤務先を記載してください(自営業の場合は「自営業」、無職の場合は「無職」と記入してください)。

□ 講習修了証明書等(写)

- 添付されていません。講習修了証明書等(写)を添付してください。
- 平成28年5月31日以前の(旧)資格からの移行登録の場合は、(旧)資格者証や登載証等ではなく、過去の講習修了証明書(写)か認定書の写しを添付してください。
- 添付されている書類は、「登録講習」の修了証明書(写)ではありません。
- 再交付の場合でも、講習修了証明書等(写)の添付が必要です。
- 紛失等により講習修了証明書等をお持ちでない場合は、講習を受講した機関にお問い合わせのうえ、講習修了を証する書類の発行を依頼してください。

□ 住民票(住民票抄本)

- 添付されていない、又はコピーが添付されています。取得原本を添付してください。
- 発行日が申請の3ヶ月以前となっているため使用出来ません。取得しなおす等して、申請日から3ヶ月以内の日付のものを添付してください。
- 本籍が表示されるように取得しなおしてください。

□ 登記されていないことの証明書

- 添付されていない、又はコピーが添付されています。取得原本を添付してください。
- 発行日が申請の3ヶ月以前となっているため使用出来ません。取得しなおす等して、申請日から3ヶ月以内の日付のものを添付してください。
- 住所が、住民票と整合しておりませんので、取得しなおす等して、住民票に記載の住所による証明書を添付してください。
- 添付されている書類は、当該書類ではありませんので、法務局で取得してください。

※ 上記の不足・不備を解消のうえ再提出するときは、この書面も同封してください(再提出であることがわからないと、受付できないことがあります)。

なお、再提出時に、**再度、返信用封筒(角2サイズ、450円分切手貼付、返送先を必ず記入)の同封が必要**ですので、忘れずをお願いします。

※ ご不明な点は、以下のHPをご確認いただくようお願いします。

(参考) 近畿地方整備局HP「建築物定期報告制度の改正に伴う資格者証交付事務等について」
(検索エンジンで「近畿地方整備局 定期報告」と入れて検索)

<http://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/jutaku/kenchikubututeikihoukoku.html>